さらなる緊急雇用対策の実施を求める意見書

雇用失業情勢は完全失業率が 5.3% (21 年 10 月)、有効求人倍率が 0.43 倍 (同)と依然、厳しい情勢を示し、年末・年度末に向けてさらなる悪化も懸念されています。

政府は、10月23日に「緊急雇用対策」を取りまとめましたが、「既存の施策・予算の活用により取りまとめる」とされており、財政措置も考慮したもう一段の緊急雇用対策を講じる必要があります。

つきましては、年末・年度末のさらなる雇用悪化を防ぐため、政府におかれては、以下の点について一層の取り組みを行うよう強く要請します。

記

- 1 「雇用調整助成金」の運用に当たっては、助成金支給の要件となる前年同期や直前3ヶ月の売上げ、製品等の生産量の規定について実態に即した緩和を行い、助成金支給の拡充を図ること。
- 2 セーフティネット強化の観点から、雇用保険の非正規労働者への適 用範囲の拡大を図ること。
- 3 「訓練・生活支援給付」については、雇用保険や失業給付の支給の 対象とならない求職者への第2のセーフティネットとして、恒久化を 図ること。
- 4 「緊急雇用対策」で示されたハローワークのワンストップ・サービ ス化を進めることが本来の職業紹介業務に支障をきたさないよう、職 員の増員も含めたハローワークの窓口体制の強化を図ること。
- 5 第2の就職氷河期を招かないために、企業と学生のミスマッチ解消 のための情報提供体制の充実など、新卒者への就職支援体制を強化す ること。
- 6 雇用保険法第27条(厚生労働相の判断で全国的に給付日数を延長できる条項)を活用し、政府の責任で雇用保険の全国延長給付を発動すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月14日

名 寄 市 議 会

内閣総理大臣 厚生労働大臣 宛